

令和2年(健)第244号

令和3年7月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による療養費の支給を求めることである。

第2 事案の概要

本件は、右肘関節捻挫(以下「当該傷病」という。)の療養のため、柔道整復師の施術に要した費用について、療養費の支給を申請した請求人に対し、〇〇健康保険組合(以下「保険者組合」という。)理事長が、保険医療機関で治療を受けた期間は給付の対象外であるとして、療養費を一部支給しないとすることを不服として、請求人が審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をしたという事案である。

第3 本件再審査請求に至る経緯

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、令和〇年〇月〇日から同月〇日までの期間のうち4日間(以下「本件請求期間」という。)、当該傷病の療養のため、柔道整復師による施術を受け、その費用について、保険者組合に対し、柔道整復師療養費支給申請書(以下「支給申請書」という。)を提出した。
- 2 保険者組合は、令和〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、保険医療機関で治療を受けた期間は医師の管理下にあり、健康保険の給付の対象にはならないとして、本件請求期間のうち令和〇年〇月〇日及び同月〇日の2日間に係る当該傷病に対する柔道整復師による施術(以下「本件施術」という。)に係る療養費を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

- 3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第4 当事者等の主張の要旨(略)

理由

第1 問題点

- 1 療養費の支給については、健保法第87条第1項において、保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる規定している。健保法が療養の給付及び療養費の支給につき上記のように定めている趣旨は、健康保険においては、現物給付たる療養の給付を原則とするが、保険者が療養の給付を行おうとしても行うことができない場合もあり、そのため、保険者が療養の給付を行うことが困難である場合等で保険者がやむを得ないものと認めるときには、療養を給付することに代えて、現金給付としての療養費支給の方法を認めたものである。したがって、療養費の支給は、療養の給付の補完的役割を果たすものであり、被保険者に、現物給付(療養の給付)と金銭給付(療養費の支給)との選択を認めたものではない。
- 2 健保法第87条第1項にいう「困難であると認めるとき」及び「やむを得ないものと認めるとき」がいかなる場合であるかについては、保険者の合理的裁量による認定に委ねられているものと解されるところ、柔道整復師の施術に係る療養費の支給については、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」(平成9年4月17日保険発第57号)が定められ、その後、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について(通知)」等の一部改正について(平成30年5月

24日保医発0524第1号（以下「改正施術算定基準」という。）」が定められている。改正施術算定基準は、柔道整復師の施術について、例外的に療養費の支給を認める場合を定めたものとして、合理的な裁量基準といえるから、これに依拠するのが相当である。

改正施術算定基準第1「通則」の5によれば、療養費の支給対象となる負傷は、外傷性が明らかな骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこととされ、外傷性とは関節等の可動域を超えた捻れや外力によって身体の組織が損傷を受けた状態を示し、いずれの負傷も身体の組織の損傷の状態が慢性に至っていないものとされている。また、負傷の原因は、いつ、どこで、どうして負傷したかを施術録に記載しなければならないとされている。

- 3 本件の場合、請求人の本件施術に要した費用に係る療養費の支給申請について、保険者組合が、やむを得ないものとは認められないとして、原処分をしたことに対し、請求人は、これを不服としているのであるから、本件の問題点は、原処分が、上記法令等に照らして妥当なものとは認められないかどうかである。

第2 当審査会の判断

- 1 前記健保法の規定に照らして、原処分が妥当かどうかについて検討する。

(1) 保険者組合の照会に対する請求人が作成した「負傷状況・施術内容等回答書」（令和〇年〇月〇日付け。以下「請求人回答書」という。）の内容を摘記すると、次のとおりである。

ア 令和〇年〇月に、a接骨院で施術（治療）を受けたケガの負傷原因等についてお聞かせください。

① 痛みが発生した原因について
ケガをした（ひねった（捻挫）、ぶつけた（打撲））

② いつ、どこで、何をしていたときに負傷（ケガ）されましたか。
いつ（負傷日）：令和〇年〇月
どこで（負傷場所）：ゴルフ練習場

何をしているとき：ゴルフの練習中

どうなった（具体的に）：ダフった時にひじに違和感を感じその後、痛みが出た

③ 負傷箇所（ケガをして痛みのあるところ）と実際に施術（治療）を受けた部分はどこですか。（治療箇所を赤ペンで塗りつぶしてください。）

（注：右肘を中心にその上下が塗りつぶされている。）

④ a接骨院で施術（治療）を受けた理由は何ですか。
娘が通院していた

イ 施術（治療）内容等について、お聞かせください。

① 施術を受けた際、負傷原因について説明されましたか。

口頭で説明した

② 令和〇年〇月〇・〇・〇・〇日（4日）に、a接骨院で施術（治療）を受けましたか。

すべて施術（治療）を受けた【約60分くらい】

③ a接骨院では、どのような施術（治療）を受けましたか。

もむ、さする、電気パットで温める、電気で刺激を与える、関節をまわす、筋を伸ばす、関節の可動域を広げる、温める

④ 柔道整復師からケガの内容の説明や日常生活での指示を受けた内容を教えてください。

日常生活における励行事項や禁止事項について、施術方針、方法について、専門医への受診を勧められた

⑤ 柔道整復師の施術を受けた際に、次の施術日の指定がありましたか。

今回の施術日の指定があった

⑥ 施術（治療）を受ける前と後では、症状（痛み）は軽減していますか。

している

- ⑦ 令和〇年〇月以降は施術（治療）を受けられていませんが、治った（痛みがなくなった）のですか。

治ってはないが、痛みが引いたので通院はやめている

- ⑧ 令和〇年〇月〇日にb病院を受診し、X線撮影、CT撮影、内服薬とシップ薬の処方を受けていますが、a接骨院から医師の診察を勧められたのでしょうか。

医師の診察（レントゲン撮影等）を勧められた

- ⑨ 令和〇年〇月〇日にb病院を受診し、X線撮影、CT撮影、内服薬とシップ薬の処方を受けたことを、a接骨院で施術（治療）を受けられた際に説明されましたか。説明された場合、柔道整復師からは何かお話がありましたか。

説明済み。重大なけがでなくてよかったです…

- ウ a接骨院での治療費（一部負担金）の支払等について、お聞かせください。

- ① 施術を受けた日の支払方法と領収書の受け取りはどうでしたか。毎回支払い、領収書ももらっている

- ② 領収書等は保管されていますか。領収書等はすべて廃棄した

- エ a接骨院での療養費支給申請書への署名について、お聞かせください。

- ① 療養費支給申請書には、毎月、施術を受けた方が被保険者の署名をしていますか。

忘れた

- ② 療養費支給申請書に、まとめて署名を求められたことがありますか。

ない

- オ b病院での診療等について、お聞かせください。

- ① b病院では、a接骨院で施術（治療）を受けていることを説明さ

れたのでしょうか。説明された場合、b病院の先生からは何かお話がありましたでしょうか

a接骨院からの紹介でb病院に行った

- ② b病院では7月21日に診察を受けた内服薬やシップ薬の処方を受けた以降、b病院を受診していませんが、治った（痛みがなくなった）のでしょうか。

a接骨院に通うつもりだったので

- (2) 保険者組合の照会に対するb病院A医師が作成した「回答書」（令和〇年〇月〇日付け。以下「A医師回答書」という。）の内容を摘記すると、次のとおりである。

ア 令和〇年〇月〇日、右肘のX線及びCT撮影により剥離骨折の有無を確認されておられますが、患者の病状の主訴、右肘の疼痛の状況についてご教示ください。また、その原因（いつ、何をしていたケガをしたのか）の報告があれば、ご教示ください。

患者様はR〇. 〇. 〇当院初診で、それ以降の来院はありません。患者様の主訴は右肘の痛み、それまでずっとゴルフをしていなかったが、R〇. 〇月初旬に打ちっぱなしのゴルフ場に行って、右肘に痛みを生じた。1週間ほど休んで右肘の痛みが取れた。その後、〇. 〇再びゴルフの打ちっぱなしに行き、今度は日常生活にも支障を来すほど痛みを感じるようになったとの御本人様の談です。

〇. 〇a接骨院初診。ゴルフ肘に伴う、剥離骨折の除外が望ましく、当院に紹介受診の経緯となった。病状は右上腕骨内側上顆周囲の圧痛、自発痛。疼痛部位、経緯から上記診断。右肘関節のXp/CTを施行したが、右上腕骨内側上顆の腱付着部における、腱索引性の剥離骨折は認

めなかった。

イ 令和〇年〇月〇日の診察時に、〇月〇日から柔道整復師の施術を受けていることについて報告がありましたでしょうか。また、先生から〇月〇日以降の柔道整復師の施術を勧められたことがありましたでしょうか。

R〇. 〇. 〇当院初診時に、a接骨院での施術・加療は報告を受けておりました。日常生活に支障を来すほどの痛みがあること、CTで上腕骨内側上顆に付着する腱に炎症が疑われる所見があり、同部の腱+腱周囲炎と考え、同日、a接骨院に対し、剥離骨折がないことを伝え、消炎鎮痛を目的とする、施術、消炎鎮痛器具の使用をするよう指導いたしました。

ウ 令和〇年〇月〇日に処方されたセレコックス錠100mg、ロキソニンテープ100mg、ロキソプロフェンNaテープ100mg、スミルスチック40gは右肘関節炎に対する処方と考えますが、右肘関節炎の処方としてロキソニンテープ100mg、ロキソプロフェンNaテープ100mg、それぞれ21枚を処方された理由をご教示ください。

当院での処方に関してですが、炎症初期よりの消炎鎮痛が大事と考え、湿布は1日1枚、右肘部に対し塗布、42日分処方致しました。スミルスチックは腱炎、腱周囲炎に適応がありますが、1日1回、湿布を外した時にアイスマッサージ用として処方致しました。

エ 令和〇年〇月〇日に処方されたプレドニン錠5mgの適応は、悪性リンパ腫、川崎病の急性期と思われますが、どの傷病名に対して処方されたものか、ご教示ください。

同様にプレドニン5mg朝夕内服(10mg/day)も右肘腱炎に対しての処方でした。

(3) 請求人に係るa接骨院B柔道整復師

(以下「B柔道整復師」という。)が施術証明した支給申請書によると、請求人は、令和〇年〇月〇日を初検年月日とする当該傷病について、同日、同月〇日、同月〇日及び同月〇日の4日間、B柔道整復師による施術をそれぞれ受けていることが確認できる。

一方、請求人に係る令和〇年〇月分のb病院の診療報酬明細書及びA医師回答書によると、請求人は、令和〇年〇月〇日を診療開始日とする右肘関節炎(主)(以下「診断傷病」という。)により、同日のみ受診しており、同医師は、ロキソニンテープ100mg、ロキソプロフェンNaテープ100mgをそれぞれ21枚処方した理由として、炎症初期よりの消炎鎮痛が大事と考え、湿布は1日1枚、右肘部に対し塗布、42日分処方したとしており、請求人回答書及び上記を踏まえると、請求人は接骨院と医療機関に同一負傷原因による同一部位への損傷につき、医師の診断に基づく治療が継続している中、柔道整復師による施術を重複して受けていることが確認でき、当該傷病と診断傷病は同一の傷病であるということができる。

2 以上の認定事実に基づいて判断すると、請求人は、診断傷病によりb病院を令和〇年〇月〇日に受診し、42日分の消炎鎮痛の処方を受けた後、当該傷病によるB柔道整復師の施術を同月〇日及び〇日に受け、同時期において、それぞれが治療と施術を並行して行っているといえ、請求人は、保険医療機関において、十分な療養の給付としての現物給付を受けることができる状況にあり、かつ、実際に受けていることが認められる。

前記第1のとおり、健保法において、保険者は、現物給付たる療養の給付を原則とするが、保険者が療養の給付を行うことが困難である場合等で保険者がやむを得ないものと認めるときには、療養を給付することに代えて、保険医療機関等以外の者から受けた療養の費用について、

金銭給付たる療養費を支給する方法を認めているが、これは、被保険者に現物給付と金銭給付の選択を認めたものではない。請求人が指摘する改正施術算定基準の第一の4の定めは、保険医療機関における治療の継続中に重複して施術を行った場合にも療養費を支給すべきことをいう趣旨のものとは解されない。

したがって、保険者組合が本件施術に係る療養費について、医療機関との重複受診、医療機関にて療養の給付を受けているためとして当該傷病につき不支給とした判断は、保険者に委ねられた合理的裁量の範囲を逸脱するものということはいできない。

- 3 そうすると、原処分は妥当であって、取り消すことはできず、これを棄却することとし、主文のとおり裁決する。